

決議案第7号

教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年9月22日提出

天理市議会議員	今	西	康	世	
”	中	西		朗	
”	寺	井	正	則	
”	東	田	匡	弘	
”	佐	々	岡	典	雅
”	山	本	治	夫	

教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書

中央教育審議会が、2003年3月20日に出した教育基本法の見直しを求める答申を受け、政府は教育基本法改定案を提出し、臨時国会での成立をめざしている。

教育基本法は、戦前の国家主義・軍国主義教育の痛切な反省のもと、日本国憲法の「国民主権」「戦争放棄」「基本的人権」などの諸原則をふまえ、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と定めている。

そして、その目的達成のため「教育の機会均等」「義務教育の無償」「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接責任を負って行われるべき」と教育の自主性をうたい、必要な諸条件の整備確立を教育行政に求めている。

戦後、国民は教育基本法のもとで義務教育の保障や男女共学、障害児教育の改善などに見られるように、その理念を実現するため不断の努力を積み重ねてきた。

また、その理念は「子どもの権利条約」の精神にも合致し、21世紀の教育の指針として堅持するにふさわしいものである。

一方、今日の日本の教育は、「教育格差」の広がり、「学力問題」や「不登校」「いじめ」「校内暴力」「虐待」「少年犯罪」など、子どもの成長・発達をめぐって重大な課題に直面している。

そのために、今こそ教育の原点である教育基本法のめざす理念や内容が、この間、教育の現場や教育行政によってどのように実現されてきたのか、今日の課題を解決し、子どもの成長・発達を保障するために必要な施策は何かなど、これまでの教育行政を総点検する国民的な対話と討論を行うことが必要である。

よって、政府及び国会は、教育基本法を改定するのではなく、同法の掲げる理念実現のために最大限努力するとともに、国民的な討論を呼びかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年9月22日

天理市議会